

岐阜県公報

号 外 (一) 平成二十五年 十月 一日

目 次

規 則

○災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防 災 課)

一 ページ

規 則

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十八号

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第十五条第二項各号」を「第九条第二項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁
岐阜文芸社